

# 被扶養配偶者および任意継続被保険者本人とその被扶養配偶者の方へ

## 令和2年度 健診のスケジュール

受付期間内の申込みでも混雑により、希望する健診機関の予約が取れないことがあります。早めに予約申込みをお願いします。

実施内容	日程
1 DM (健診案内) 住所確定	令和2年 5月11日(月)
2 DM の発送	令和2年 6月22日(月)
3 健康診断・予約開始	令和2年 6月25日(木)
4 健康診断・受診開始	令和2年 7月 1日(水)
5 DM 追加送付依頼締切	令和2年11月 2日(月)
6 健康診断・予約終了	令和3年 1月29日(金)
7 健康診断・受診終了	令和3年 2月27日(土)

## 再検査について

健保組合での手配は行っておりません。各自保険証扱いで任意の医療機関にて受診してください。

右頁の表B「被扶養配偶者および任意継続被保険者本人とその被扶養配偶者」の方は、**無料で受診できる「被扶養配偶者・任継者健診(イーウェル健診)」**を極力ご利用ください。

補完的に日帰りドックを選択することもできます。同一年度内に重複しての利用はできません。

年齢区分	35歳以上の方
受診資格	被扶養配偶者・任意継続被保険者本人(受診日に当健保組合の資格があること)
受診期間	令和2年4月～令和3年2月
費用の負担	被扶養配偶者 25,000円 任意継続被保険者本人 35,000円 を限度に健保組合が実費負担

## 被扶養配偶者健診・任継者健診指定項目一覧

青色の項目…特定健診基本項目

項目	35歳未満	35歳以上
医師診察	○	○
身体計測等	○	○
腹囲測定	○	○
視力検査	○	○
血圧測定	○	○
尿検査	○	○
聴力	×	○
心電図	×	○
胸部X線	○	○
胃部検診	×	○
便潜血	×	○
眼底検査	×	○
腹部超音波	×	○
血液検査	○	○
婦人科	×	○






\*年齢区分は当該年度に達する満年齢です。  
\*上記項目以外の検査をした場合は自己負担となります。

# 令和2年度 健診のお知らせ

今年度も次のような健診を実施いたします。積極的に受診いただき、年に1度の健康チェックにお役立てください。

新型コロナウイルス感染症の状況が好転しない場合には健診項目・スケジュールの変更・延期もありますのでご了承願います。

## 健診制度と概要

対象者	A 社員本人	B 被扶養配偶者および任意継続被保険者本人とその被扶養配偶者	C 配偶者以外の被扶養者
窓口	各社健康管理担当部署	健保組合	健保組合
健診種類	一般健診 35歳未満の方 総合健診 35歳以上の方	被扶養配偶者・任継者健診(イーウェル健診) *35歳以上と未満で健診項目が異なります。左頁の表「指定項目一覧」を参照ください。 *35歳以上の健診項目は日帰りドック並みの充実した内容となっています。	法定の特定健診 40歳以上の方 *基本項目は、左頁の表「指定項目一覧」を参照ください。
受診資格	三井住友海上健康保険組合被保険者 *7月以降に加入された方は採用健診を代替するため除きます。	被扶養配偶者および任意継続被保険者本人とその被扶養配偶者で、かつ受診日において資格がある方 *7月末までに資格喪失される方は除きます。	受診日において資格がある方
受診期間	6月～12月	7月1日(水)～2月27日(土) *3月受診は全額自己負担(約4～6万円)	4月～2月 *3月受診は全額自己負担
利用方法	「健康管理センター」からの案内に従い受診してください。 	受診案内 6月末までに委託先「㈱イーウェル」より自宅宛にDMでご案内します。案内に従い、ご自身でご予約をお願いします。 *5月1日～6月末までに健保組合で資格の認定がされた方については、順次発送します。 予約受付期間 6月25日(木)～1月29日(金)	①かかりつけ医など任意の医療機関等で受診してください。 ②受診後、当健保組合所定の申請書に、健診結果と特定健診費用を明記した領収書と質問票を添付してご請求ください。
費用負担	事業主と健保組合で分担して負担	左頁の表「指定項目一覧」の項目については、原則として <b>全額健保組合が負担</b>	10,000円を限度に健保組合が実費負担
結果	健診結果の経年一覧・経年グラフが表示されます。健康のセルフケアにお役立てください。 (イメージ) 血圧(基準値 最高/最低 130/85 未満 mmHg)  最新 107/51mmHg (2015年)	健診結果は医療機関から直接ご自宅宛に送付されます。健診サイト KENKOBXからは健診予約が見られます。詳細は健診案内DMでご確認いただき、ぜひ、ご利用ください!	
その他	事業主との共同事業として実施しています。 	注意事項 9月以降DMが届かない方は <b>健保組合に健診案内の送付をご依頼ください。</b> (7月以降に任意継続被保険者になった方や被扶養配偶者の資格を取得した方等) *今年度、会社での健診を受診済みの方は、重複しての受診はできません。 【DM送付依頼受付締切：11月2日(月)】	制度の詳細は健保ホームページまたはインターネットホームページ( <a href="http://www.mskempo.or.jp/">http://www.mskempo.or.jp/</a> )をご参照ください。 

住所に変更があった場合、海上社のe人事ホームページを利用できる方は、身上事項変更手続きにより変更してください。利用できない方については、所管の人事総務担当課にすみやかに変更の届出をお願いします。